

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	実施種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事項の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5002	5002001			z10001	警察庁、法務省、外務省	出入国管理及び難民認定法	日系4世は、日系3世と同等の在留資格が付与されていない	d	l	日系3世までの日系人については、身分に着目し制限なく受け入れられ、主として単純労働者として就労している実態がある。日系人の受け入れのあり方については、身分に着目し制限なく受け入れられている現状を改め、例えば新たに一定の日本語能力、安定的雇用の確保等を要件とするべきとの意見もあり、今後政府部内において検討すべき課題となっている。						シブグループ(株式会社シブマツ、株式会社シブマツファミリーズ)	1	A	日系4世への日系3世と同等の在留資格の付与	現在日系1世、2世、3世までを限定して定住者資格、ならびに就労の自由が与えられているが、4世についても3世と同等の地位を付与することを求める。	日本在住及び、新たに入国する日系4世に対し、日本語学校(日本語研修センター)での日本語教育の機会を与え、日本の労働力強化に資する共に、民間企業による健全な受け入れが可能となる環境を整備する。	日系4世は、出入国管理及び難民認定法7条、第一項の2の別表第2で、日系3世と同等の資格が付与されていないが、日本在住の一部の4世等(未成年時で3世の親の専攻での入国)には実質的に認められていると見られるが、公平である。従い、すべての日系4世に対し日系3世と同等の地位を付与することを強く求める。	入審法	法務省、外務省	在日の日系4世については、3世の地位に準じて受け入れられているが、帰国時期が再帰の判断による場合がほとんどであり、すでに就労可能な年齢に達して来ているにもかかわらず、定住者資格及び就労の自由が明確に明記されていない。又、日本語教育についてもその年数によって、生活を支えるレベルであり、日本での健全な生活を営むこと自体が、問題となっている。
5039	5039002			z10002	内閣官房、外務省	外務省設置法、内閣法	在日外国人の待遇に関しては、各省庁がそれぞれの施策を実施しているところであり、外務省においても、関係行政機関との連絡調整をしている。外国人労働者問題については、内閣官房において、定期的に外国人労働者問題関係省庁連絡会議を開催しているほか、外国人の在留情報の把握と在留管理の問題については、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において検討しているところである。	d	l	「小さくて効率的な政府」の実現に向けた行政改革が進められている中で、新たな組織を設置することは困難であるが、外国人に関するそれぞれの方針については、「制度の現状」とおり、関係省庁の取組みや関係省庁連絡会議の開催により対応しているところである。	要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の分類、措置の概要(対応策)について再検討いただきたい。 「行政改革の趣旨は、無駄を省く(中)でやるべきことではなく、行うという考えだと思いが、今後もFTAやEPAの締結により外国人労働者の国内受け入れがますます増加すると政府自身が予測している中で、外国人労働者を一元的に担当する組織は重要になると考えられる。スクラップ&ビルドの中で新組織として立ち上げる必要性について考えがないのかお教えいただきたい。 また、「小さくて効率的な政府」の実現に向けた行政改革が進められているとあるが、現実問題として外国人に対する課題解決については、効率的であるとは言い難い。また、「外国人に関するそれぞれの施策については、「制度の現状」とおり、関係省庁の取組みや関係省庁連絡会議の開催により対応しているところ、とあるが、各省庁の具体的な取組の現状が見えにくく、また依然として省庁間での温度差を感じざるを得ない。 今回の規制改革要望に対しては、疑問回答の感がよく、我が国における日系人の現状や課題を総合的に捉えているとは思えない。」			前回は答えたとおり、「小さくて効率的な政府」の実現に向けた行政改革が進められている中で、新たな組織を設置することは困難であるが、外国人に関するそれぞれの方針については、「制度の現状」とおり、関係省庁の取組みや関係省庁連絡会議の開催により対応しているところである。	外国人集住都市会議 議長 西日市市長 井上哲夫	2	A	外国人に関する総合的な政策推進のための組織の設置	将来的には、外国人に関する政策を一元的に担当する組織(例えば「外国人庁」あるいは「多文化共生庁」)が必要となるが、当面の措置として、外国人の受け入れに関する政策と在日外国人に関する政策を総合的に企画立案し総合調整する部署(例えば「総合的外国人政策推進室」あるいは「多文化共生推進室」)を内閣官房又は内閣府に設置すること。	「規制の現状」内閣官房の「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」は、各省庁の施策の調整を行うための、目としての総合的な外国人政策を企画立案する機能を有しない。また、内閣官房 外国人の在留管理に関するワーキングチームは、犯罪対策推進会議の下に設けられ、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みを構築することの特定の目的のために設置されているもの。内閣としての総合的な外国人政策を企画立案する機能を有しない。さらに、内閣府 規制改革、民間開放推進会議事務局は、外国人政策に関する要望を受け、各省庁に資料の提出を求めるなどの権限を有するもの。総合的な外国人政策を企画立案する機能を有しない。 【要望理由】平成17年11月に外国人集住都市会議が提出した規制改革要望において、外国人に関する総合的な政策推進体制の整備のための措置を要望したが、現時点では、政府の理解を得られていない。また、同会議に提出した規制改革要望に対して、各省庁から回答があったものの、政府全体として整合性のある回答とはなっていない。しかし、近年、犯罪対策及び市区町村が一体となって外国人政策に取り組む必要性はますます高まってきており、その実施のためには、各省庁が個別で施策を推進する現在の体制を改める必要がある。このため、内閣官房又は内閣府に、外国人政策を総合的に企画立案し、省庁間の連絡調整を行うのに必要な権限を有する組織を、できる限り速やかに設置すべきである。	内閣法、規制改革、民間開放推進会議、外国人労働者問題関係省庁連絡会議(関係省庁申合せ)、外国人の在留管理に関するワーキングチームの設置について(関係省庁申合せ)	内閣官房、内閣府			
5039	5039003			z10003	警察庁、法務省、外務省			-	-	ブラジル政府に対し、犯罪人引渡条約の締結を目指し、同時に、個別事件の訴追を実現することを目的とした日-ブラジル政府間協議の場を立ち上げ、引き続きブラジル側との調整を行う。			b	-	6月1日、担当捜査官がブラジルに派遣し、今後犯罪人引渡条約の締結を目指し、同時に、個別事件の訴追を実現することを目的とした協議の場を立ち上げ、引き続きブラジル側との調整を進めている。	外国人集住都市会議 議長 西日市市長 井上哲夫	3	A	ブラジル連邦共和国との犯罪人引渡し条約の締結及び代理処罰制度の確立	日本国内で罪を犯し、ブラジル連邦共和国へ逃亡した容疑者に対し、「犯罪人引渡し条約」の締結による引渡しや司法共助による代理処罰など、日本国政府として厳正な対応を講ずること。	現在、日本とブラジル連邦共和国の間には、「犯罪人引渡し条約」がなく、日本国内で罪を犯したブラジル人が帰国し、また日本の司法による処罰ができない。また、代理処罰制度も確立していないためブラジル連邦共和国司法当局による処罰もされていない。そのため、交通事件や個人事件の容疑者が身柄拘束後に帰国し、しまい刑事事件の適用を免れている。こうした事態は日本人住民と外国人住民の良好な関係の構築を妨げるものであり、また外国人への偏見を助長しかねない。外国人と共に暮らす安全で豊かな地域社会の実現のために条約の締結や代理処罰制度の確立が不可欠である。	刑法第1条	警察庁長官官房国際部、刑務部、警備部、法務省刑事局、外務省中南米局		
5051	5051001			z10004	警察庁、法務省、外務省	外務省設置法第4条第13項	一定の条件を満たす中国人に対し、1年又は3年有効の短期滞在数次査証を発給している。	d	d	一定の条件(詳細については外務省HP参照)を満たす中国人に対しては、申請人及び陪い人から申請内容に基づき、数次査証を発給しており、今後とも数次査証の申請を促進していくこととしたい。但し、中国人の個人旅行のための(数次)査証発給については、来日外国人数に占める中国人の不法残留者数及び来日外国人犯罪における中国人被害人員数が大いなることを踏まえ慎重に検討していく必要がある。	要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の分類、措置の内容、措置の概要(対応策)につき再検討願いたい。 「現在、中国人に対する短期滞在数次査証の発給対象者は費用目的の者及び文化人に限られている。また、数次査証対象者以外で日本に滞在している者が、単なる観光目的で訪日する場合は、一次査証すら発給していない状況である。 今後、中国人訪日観光客の増加を促すためには、不法滞在を発生させる恐れのない職業、所得、海外渡航実績などの一定の条件を満たす中国人すべてに対して数次査証の発給を認め、個人での訪日観光を可能とすることが必要である。」			観光目的での訪日を希望する中国人に対しては、団体観光査証を発給しており、平成17年7月より右対象地域を中国全土に拡大したところである。不法滞在等を発生させることなく(中国人訪日観光客の増加を図るため、本年7月より団体観光のオプションツアーを解禁する(平成18年6月30日付国土交通省プレスリリース「中国からの訪日団体観光旅行制度の改善について」参照)、本年8月より在重慶総領事館で団体観光査証の申請受付を開始する(平成18年7月27日付外務省プレスリリース「中国国民訪日団体観光旅行の査証取扱い公館について」参照)等の措置をとっており、今後とも本制度の推移を見つつ、随時見直しを行っていく考えである。	長崎県	1	A	一定の条件を満たす中国人に対する数年有効マルチビザの発給	所得や海外渡航実績等、一定の条件を満たす中国人全てに対して数年有効のマルチビザ発給を認めてもらいたい。	現在、中国人に対する数年有効のマルチビザの発給については、株式市場上場企業等の管理職等にAPECビジネス数次査証が発給されているところがあるが、発給実績が少なく状況にある。 今後、不法滞在を発生させることなく(中国人訪日観光客の増加を図るためには、所得、海外渡航実績などの一定の条件を満たす中国人すべてに対して数年有効のマルチビザ発給を認め、個人での訪日観光も可能とすることが必要であるため。	出入国管理及び難民認定法第6条第1項	外務省			

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	措置の概要(対応策)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5056	5056002			z10005	外務省	旅券法第20条及び同施行令第1条	国内において旅券手数料を支払う場合には、当該手数料の額に相当する収入印紙と証紙を受領証によって納付している。	c		国内において国に納付する旅券手数料について、収入印紙を受領証によって納付しているのは、安全で確実かつ簡易に手数料を徴収するためである。仮に印紙によらずにクレジットカードによる立替払いを認めた場合、下記1.及び2.のような問題が生じて申請者に不利となりかねないことからこれを認めるのは相当でない。 なお、収入印紙自体を購入するためのクレジットカード決済を認めるか否かについては、当省の所管でないため回答することができない。 記 1. '納入告知書'(財政法第2条、会計法第6条及び予決令第29条)の発行が必要となる追加的な徴収事務の発生により人的かつ事務コスト増となつて行政コストを圧迫し、その結果手数料の増額は必至。 2. 旅券手数料は国と都道府県の双方別々に支払う必要がある。(例:10年旅券であれば国に14000円、都道府県に2000円をそれぞれ支払う必要がある)		C		収入印紙を購入する為のクレジットカード決済を認めるか否かについては、所轄外であり回答できないことであるが、所轄官庁が収入印紙のクレジットカード決済を認めた場合、外務省としては収入印紙のクレジットカード決済については問題無しとして良しと確認させていただきたい。	クレジットカード普及促進協会	2	A	パスポート申請費用に係るカード決済導入の件	パスポート申請費用をクレジットカードで決済することにより、申請者の支払い利便性を高める。	収入印紙の購入・貼付をなくし、交付窓口において申請費用をクレジットカード決済できるようにすれば、申請手続きが一本化され申請者の手続きにおいて利便性が向上する。仮に、交付窓口における申請費用のクレジットカード決済が困難であった場合においても、印紙購入場面においてクレジットカード決済を導入することで、申請者の支払い利便性の向上につながるものと考え、一方、収納者側にとっても現金の取扱いが無くなり事務の効率化がはかれるため、申請者・収納者双方にメリットが生じ、	旅券法・印紙税法	外務省および各都道府県庁			
5057	5057139			z10006	全庁庁	特になし	個々の契約に基づく合意事項であり、規制が存在するわけではない。なお、無制限な債権の譲渡は、国の債務権利関係を複雑化し(債主が特定できなくなる)、契約当事者の一方である国に過剰な事務負担を生じせしめる可能性があるため好ましくないと考えているが、全庁庁で統一した対応がされるのであれば、外務省としては検討可能。	Ad	-		-	要望主体からの以下の更なる意見、および、他省庁における対応状況も踏まえて、改めて検討されたい。	Ad	-	一定の金融機関に対する債権譲渡禁止特約の解除は既に実施済み。また、全庁庁の統一した方針が示されれば検討可能。	(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール・譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡便化する、債権譲渡に対する取扱いを統一するを規定し、売買契約・譲渡契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一した取扱いが望まれる。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	全庁庁、地方公共団体	国の債権及び地方公共団体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止事項適用の例外とする等、企業における債権譲渡を適用した資産譲渡の支障・促進が図られている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。		
5066	5066004			z10007	全庁庁	特になし	個々の契約に基づく合意事項であり、規制が存在するわけではない。なお、無制限な債権の譲渡は、国の債務権利関係を複雑化し(債主が特定できなくなる)、契約当事者の一方である国に過剰な事務負担を生じせしめる可能性があるため好ましくないと考えているが、全庁庁で統一した対応がされるのであれば、外務省としては検討可能。	Ad	-		-	要望主体からの以下の更なる意見、および、他省庁における対応状況も踏まえて、改めて検討されたい。	Ad	-	一定の金融機関に対する債権譲渡禁止特約の解除は既に実施済み。また、全庁庁の統一した方針が示されれば検討可能。	社団法人リース業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急な債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。	全庁庁、地方自治体			
5083	5083004			z10008	全庁庁	独立行政法人通則法、外務省評価委員会令、外務省組織令、外務省人事官制令、外務省組織令第90条、第92条、海外交流審議会令	特段公開に関する規定はない。審議会そのものは傍聴可能とはなっていないが、審議会の概要は外務省HPで公開されている。 海外交流審議会は、審議会等の整理合理化に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決定)にある「審議会等の運営に関する指針」(議事(4)公開)に基づき、審議会総会終了後速やかに会議概要を外務省ホームページに掲載することを一貫して公開している。	c c c	該当無し 該当無し	傍聴など原則公開については業歴助産師などの委員の退職金に関する議論や法人の内部管理に関する議論も含めて非直論を公開していることからは、個別に判断すべきから、個別に判断する。人事に係る議論等も含まれており、その内容全てを公開することは適切ではない。審議会開催後には議事要旨等を外務省ホームページに掲載しており、国民が審議会情を知ることができている。審議会開催後には議事要旨等を外務省ホームページに掲載している。	情報公開法第5条第2項及び第6項を参照。	要望者より以下のとおり再意見が来ており、再度、貴省からの回答を頂きたい。 (1)内閣府・金融庁・総務省・厚労省・農水省・経産省・国土交通省・環境省など、大半の府省庁が原則「公開」しているのに対して、財務省・外務省・文部科学省が「非公開」にしている理由のある理由の説明がありません。これらの審議会は、国民の生活に直接(間接)する審議を行い、議事録も公開されていることから、審議会を公開し、傍聴可としても、何ら問題が生じないはずで、支障のある場合のみ「非公開」とすれば良いのではないのでしょうか。 (2)公開・傍聴について、以前に電話(財務省)にて問い合わせた際には、会場場所が取れない、とのことでしたが、積極的な情報公開と行政の透明性が求められているのにもかかわらず、審議会の「非公開」規制は厳格し、原則「公開」とし、国民が情報を速やかに知り、タイムリーな正確な情報入手と意思形成を進めることが可能な措置が早急に必要とされるのではないのでしょうか。	特定非常利活動法人「子ども無環境環境推進協議会」	4	A	政府庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進対策部会)や中央社会保険医療協議会などは公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会などは事前審議会、税制調査会などは、財務省のホームページの掲載予定には掲載されているが、非公開となっている。これらの審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政府庁の審議会の資料が後日(1-2週間後)そのホームページで公開され、1-2週間後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議会情報の詳細を知るには非常に困難である。タイムラグがあり過ぎる。また、審議会が記者発表や意見を求める場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。	全庁庁						